

令和3年度第3回石狩市手話基本条例推進懇話会議事録

日 時：令和3年12月21日（火）13：30～15：15

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	澤田茂明	出席	委員	松本利香	出席
副会長	中 和彦	出席	委員	吉田篤弘	出席
委員	磯野敬子	欠席	委員	竹林亜紀子	出席
委員	神 由紀	出席	委員	町田あゆみ	出席
委員	玉手千晶	出席	—	—	—

事 務 局	所 属 氏 名		所 属 氏 名	
	保健福祉部長 大塚隆宣		保健福祉部障がい福祉課主査 山本健太	
	保健福祉部障がい福祉課長 田村奈緒美		保健福祉部障がい福祉課主事 佐竹創	

傍聴者：0名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 会長挨拶
- ◇ 議事 <協議事項>
- ◇ その他
- ◇ 閉会

- 1 石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針の見直しについて

◇開会

【事務局：田村】

これより令和3年度第3回石狩市手話基本条例推進懇話会を開催します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用、室内の消毒と換気、一定の距離を保つなどの対策を行い開催させていただきます。

本日の会議は15時00分を目途に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

◇会長挨拶

【澤田会長】

今回で施策の推進方針の見直し案をまとめたいと思いますので、活発なご議論をお願いします。

◇ 議事

＜協議事項＞ 1 石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針の見直しについて

【澤田会長】

協議事項 1 の石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針の見直しについて、説明をお願いします。

【事務局：山本】

それでは、私から説明いたします。

始めに資料 1 をご覧ください。

こちらは前回お配りした資料に、それ以降の内容を赤字で追加したものとなります。

追加になったのは、新たに取組んだ施策事業として「ア 手話やろう者に触れる機会等について」の「りんくる消防訓練での聞こえない人に対する支援の対応」、「エ 聞こえない子どもや保護者への支援について」の「支援方法や選択肢が掲載されているパンフレットの周知」、「オ 手話が言語であることについて」の「映画「咲む」上映会の開催（予定）」となります。

また、今期懇話会での主な意見として「イ ろう者への取組み支援について」の「コロナ禍における情報保障のあり方の検討」、「エ 聞こえない子どもや保護者への支援について」の「親だけではなく家族も一緒に手話を学べる環境整備」となります。

りんくる消防訓練では、火災発生時にりんくる 3 階の健康増進室を利用していた聞こえない人がいたと仮定し、サイレンが鳴ってから専任手話通訳者が健康増進室に行き、火災が発生したことを告げ、火元である 2 階の調理実習室から遠い場所の階段を下りて避難しました。

今回は聞こえない人の役が健聴者であったため、手話表現と筆談で対応しました。

支援方法や選択肢が掲載されているパンフレットの周知は、前回の懇話会でお話した「きこえない・きこえにくいお子さんを持つママ・パパへ」のパンフレットをりんくる 1 階の窓口に置き周知しているところです。

いずれも本懇話会でいただいたご意見を具現化したものとなります。

また、先日 12 月 19 日に市内の小学 1 年生 2 年生とその保護者を対象にした手話出前講座「親子で学ぶ手話」を開催しました。

親子 7 組、計 16 名が参加し、条例制定のことや聞こえないこと、挨拶・自分の名前などの手話

表現を学んでいただきました。

今後も実現できるものから順次取り組んでいきますので、引き続きご意見をいただければと存じます。

次に、資料 2 をご覧ください。

こちらは、施策の推進方針の見直しに関するポイントについてとなります。

これまでの検討結果から、オレンジの図表の見直しのポイント「4つの視点」の「4.コロナ禍において必要な視点」の施策として、「3 情報保障のあり方の検証」を追加しました。

その他の意見は、「4つの視点」を設定時に確認した各施策についての内容を深める具体的な意見となっています。

以上を踏まえて、提言（案）の検討の参考にしていただければと思います。

次に、資料 3 をご覧ください。

こちらは、昨年 12 月に石狩市長から依頼された内容について検討した結果を提言書としてまとめたものです。

提言依頼のあった内容は、施策の推進方針の見直しが必要であるかどうか。という点と、見直しが必要な場合はその具体的な内容。の 2 点でした。

まず、1 点目の見直しが必要であるかどうかという点については、条例制定後 8 年が経過していることから、施策の推進方針を現状に合った形にすることが望ましいという理由で見直しが必要と判断をしています。

これを受け、平成 29 年度平成 30 年度の前期懇話会時から更に推進する必要がある取組みや、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトや今般の新型コロナウイルス感染症などの事態に対応すること。という議論から「災害時の対応」「町内会、自治会等での手話の理解促進」「聞こえない子どもや保護者への支援」「コロナ禍において必要な視点」の 4 つの視点を取り入れて具体的な内容について検討してきました。

具体的な内容は 2 ページ目に掲載してあるとおりで、資料 2 を集約した形で 1 つの視点につき具体の施策を 2 つないし 3 つ掲載しています。

確定する提言書には、この後に委員名簿と開催状況を掲載します。

最後に、資料 4 をご覧ください。

こちらは、本懇話会から提言書をいただいた後に、市が行う施策の推進方針の一部改正についてとなります。

資料の左半分に現行の施策の推進方針を掲載しています。右半分には、提言内容が対応する項目について、削除、追加、修正を表記しています。

まずは、「1 手話の普及啓発に関する事項」の（1）施策の基本的方向の項目で、「手話をいつでも学べる環境をつくっていくことが必要であります。」と記載されていますが、この「いつでも」

という文言に、災害時やコロナ禍が包含されていると解釈しています。4つの視点の対応項目のうち1-1と4-1と4-2が該当すると考えられます。

次に、(2) 推進施策の工の項目で、文頭に「町内会や自治会、」という文言を追加し、事業所のみならず、広い範囲を対象にすることを表します。4つの視点の対応項目のうち2-1が該当すると考えられます。

続いて、「2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」の(1) 施策の基本的方向の項目の「音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備し、また、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。」という記載を「音声言語により提供されている行政情報等について、日常生活をはじめ、災害時や感染症の流行時などにおいても、手話による情報の取得ができる環境や手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。」とすることで、日常生活のみならず災害時やコロナ禍も対象にすることを表します。4つの視点の対応項目のうち1-2と4-3が該当すると考えられます。

次に、2ページをご覧ください。

(2) 推進施策のアの項目で、「手話による行政の情報発信を広めていくため、手話による行政情報を発信することが必要なものについて、その内容の検討を進めていきます。」と記載されていますが、市議会の映像に手話通訳を入れて配信するなど、すでに情報発信をしているため、「手話による行政情報を発信することが必要なものについて、その内容の検討を進めていきます」という文言を削除し、「多様な媒体を利用した情報発信を進めていきます」という文言に修正することで、動画配信やオンラインシステムの活用を進めていくことを表します。4つの視点の対応項目のうち2-1と4-1が該当すると考えられます。

次にイの項目で、「対面による手話通訳を基本としつつ、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の導入について検討し、手話の使いやすい環境づくりを進めていきます。」と記載されていますが、遠隔手話通訳サービスと電話リレーサービスは、すでに導入し利活用しているため、「の導入について検討」という文言を削除し、「を利用」という文言に修正し、災害時やコロナ禍を含むすべての状況で利用することを表します。4つの視点の対応項目のうち1-2と4-2が該当すると考えられます。

次にウの項目として、「聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の取得ができる環境づくりを進めていきます。」と追加することで、聞こえない子どもや保護者への支援に対する施策を推進することを表します。4つの視点の対応項目のうち3-1と3-2が該当すると考えられます。ただ、3-2は保護者等が相談する体制の整備となっていますので、相談体制の整備を環境づくりに包含しましたが、ここは事務局でも悩んだところですのでご意見をいただければと思います。

続いて、「3 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項」の(1)施策の基本的方向の項目で、「手話を使用する市民が、日常生活を営み、社会参加をする上で、」と記載されていますが、「社会参加」という文言に、町内会の会合や学校行事などの地域活動が包含されていると解釈しています。4つの視点の対応項目のうち2-2が該当すると考えられます。

次に、イの項目で、「手話通訳者が活動しやすい環境をつくるため、他の自治体の状況を参考にしながら、その方策を検討していきます。」と記載されていますが、「災害時や感染症の流行時などにおいても、」という文言を追加することで、災害時やコロナ禍も対象にすることを表します。4つの視点の対応項目のうち1-2と4-3が該当すると考えられます。

最後に、ウの項目で、「石狩市手話に関する基本条例に掲げる理念や目的を踏まえ、派遣制度のあり方を検証していきます。」と記載されており、条例の目的を鑑み災害時やコロナ禍も包含されていると解釈しています。4つの視点の対応項目のうち1-2と4-3が該当すると考えられます。以上、これまでの検討結果をまとめた提言内容の4つの視点並びに具体の施策について、全て網羅する形での一部改正を考えています。

3ページ目は、説明内容をすべて修正した施策の推進方針となります。

資料の説明は以上となりますので、追加修正などのご意見をいただければと思います。

【澤田会長】

昨年度から議論してきた内容が網羅された形での提言書案と、それに伴う一部改正案となつてい
ると思いますが、追加修正する項目や事務局が表記で悩んだ点などについてご意見をいただき
たいと思います。

【中副会長】

これまでの議論の内容が含まれた結果となっていると思います。

4つの視点の1つめの災害時の対応について、災害時は、聞こえない人は情報が届かない中で不安を感じることが多くありますので、例えば避難所に手話通訳者が来てくれるなど、さまざまな形で情報取得のできる体制整備を進めていくという改正内容になっているので安心しました。

先ほど説明があたりんくるでの消防訓練の件ですが、聞こえない人役を健聴者が務めたということでしたが、実際に避難する場面があった時に、聞こえない人がどのような行動をとるか把握するためにも、今回は当事者にお声掛けしていただきたいと思います。

【事務局：山本】

今回はりんくるで勤務する方を対象とした内部の訓練であったため、聞こえない人役を健聴者が務めましたが、今回の訓練の課題として、実際の場面を想定し聞こえない人にご参加いただいて、

専任手話通訳者ではなく一般職員が誘導に当たる訓練も必要であると感じましたので、施設管理者と相談しながら、今後検討していきたいと思います。

【澤田会長】

りんくるの消防訓練は、施設管理者である社会福祉協議会が実施主体となっています。今年も、新型コロナウイルス感染防止のため規模を押さえて実施しました。来年以降、新型コロナウイルスの状況が落ち着いていたら、高齢者や障がいのある人、一般市民の方などを巻き込んで実施できれば良いと考えております。

【玉手委員】

資料1の「聞こえない子どもや保護者への支援について」の「支援方法や選択肢が掲載されているパンフレットの周知」のところですが、「選択肢」だけでは何に対する選択肢が分からないので、「成長の選択肢」に修正したほうが良いと思います。

次に、資料4の3ページ目の「3 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項」の(1)施策の基本的方向の3行目に、「市は、手話通訳者の重要性を認識し。」と記載されていますが、私は、手話通訳者は必要不可欠であると考えていますので、「重要性を認識」するだけでは表現が弱いという印象を受けました。

その後、「手話通訳者を育成し、又は確保できるように」と記載されていますが、育成と確保は等しく大事なことであるので、「又は」という表現は不要だと思います。

【澤田会長】

資料1については、より分かりやすい表現だと思いますので、ご提案のとおり事務局に修正していただければと思います。

資料4の手話通訳者についての件ですが、まずは「重要性」という表現をもっと強い表現にしてほしいということ。それから、「又は」という表現が不要ではないかということです。

「又は」についてですが、育成はもちろんのことだと思いますが、もしも育成が難しい場合は、聞こえない方にご不便をかけることが無いよう即戦力となる方を確保するという意味で「又は」としているのではないかと考えていました。

【竹林委員】

私も、手話通訳者は必要不可欠だと思いますが、表現を変えらるとなると少し難しいですね。

【事務局：田村】

市としても、聞こえない人が生活をしていく中で、手話通訳者の存在が必要不可欠であることは十分認識しております。

もしも、ここの表現を修正するのであれば、本懇話会からのご意見ということで、資料3でお示した提言書案にその旨を記載することが必要となってきます。

【澤田会長】

昨年度からの議論の中では4つの視点に絞って議論してきているため、修正するのであれば少し検討が必要になってくるということですね。

「重要性を認識」という表現は決して軽い表現ではありませんし、条例制定を検討していた当時の議論の積み重ねで、こういう表現とした経緯を考えると、方向性が全く変わるのであれば別ですが、現時点では修正する必要はないのかなと考えます。

【神委員】

修正するのであれば事前の検討が必要になってくると思います。

玉手委員のご提案は大事なことだと思いますが、今は適当な表現についての判断ができませんので、今後の懇話会での議論のテーマの一つとして引き継ぐのはどうでしょうか。

【吉田委員】

行政的な表現として、「重要性を認識」という表現は、どちらかという重い表現なのかなと思います。私も、表現を修正するかどうかについては、今後のテーマにしても良いのかなと思います。

【町田委員】

私は玉手委員と同じ考えで「重要性を認識」だと、個人の考えに委ねているようなイメージで、それぞれの考え方によってしまうような気がして、やはり必要不可欠とはっきりとした表現のほうがより強く感じ取れるものと思います。

【玉手委員】

石狩市手話基本条例が制定されて8年が経過し、これまで懇話会などを続けながら取り組んできましたが、他の施策が進んでいるのに対して、手話通訳者の育成や専任手話通訳者の身分保障といった点が進んでいないと感じています。

そうした思いがあったので、「手話通訳者の重要性の認識」という表現が気になっていました。北海道ろうあ連盟の役員の方が、「条例を制定したのであれば、まずは専任手話通訳者の身分を正職員にすべきだ。」とおっしゃっていました。この部分はいろいろと整理する課題があるのかとは思いますが、私は取組むべきだと考えています。

この2年間での懇話会で議論していないテーマなので、今回表現を修正できないことは分かりました。

【中副会長】

条例を制定した後、どのように取組んでいくかが一番大事なことです。

全国では400を超す自治体で条例が制定されていますが、条例を制定することが目的となっているケースも見受けられます。

石狩市は市町村単位では初めて条例を制定した自治体ですので、是非、専任手話通訳者の身分保障の件も含めて、これからも取組みを進めていただきたいと思います。

【町田委員】

話を戻すことになるかもしれませんが、手話通訳者の身分保障というテーマは、懇話会で議論するテーマとして馴染むのでしょうか。

【澤田会長】

懇話会は、手話言語の普及に関する施策の検討がテーマとなります。そこの範囲を広義に解釈するか狭義に解釈するかだと思います。

懇話会の委員任期は2年ですので、手話通訳者の身分保障をテーマとするのであれば、1回や2回の懇話会で議論するのではなく、2年かけて議論していかななくてはならないのかなと思います。さらに言うと、例えば正職員化といった身分保障となると、障がい福祉分野のみならず、他の福祉分野だったりあるいは別の分野だったり幅広い視点で総合的に検討していかななくてはなりませんので、そういったことから今期の懇話会で表現を修正するのは難しいと判断します。それでは、ここで10分休憩を取ります。

== 10分休憩 ==

【澤田会長】

再開します。

資料4の3ページ目、「2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」

の(2) 推進施策に追加したウの項目、「聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の取得ができる環境づくりを進めていきます。」について、相談体制の整備を環境づくりという表現でまとめているという説明でしたが、事務局としても表現に悩んだ面があったとのことでしたので、ここの部分について、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

【松本委員】

手話の習得や手話に関する情報の取得以外に、相談できるということを表すためにも、相談という文言を入れたほうが良いのかなと思いました。

【澤田会長】

私もこれまでの議論の中で、相談することや相談できる場所が必要であるとの意見が出てきているので、どこかに相談という文言は入れたほうが良いのではないかと考えていますが、実際に入れる場合を考えると難しい面もあるのかなと考えていました。

【事務局：田村】

施策の推進方針は3つの項目で構成されていて、1つめは手話の普及啓発に関する事項、2つめは手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項、3つめが手話による意思疎通支援の拡充に関する事項となっています。

3つの項目の中で、聞こえない子どもに関する事項を当てはめる項目を考えた時に、2つめの手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項が適当ではないかと判断しました。

相談という文言は非常に大事な文言だと考えていますが、構成上表現の仕方が難しく、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思っていました。

【澤田会長】

事務局が言うように、相談という文言を使うと難しいと思いますので、「聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の『ほか、多様な考え方を尊重した情報の』取得ができる環境づくりを進めていきます。」とし、多様ないろいろな考え方があるということを提供することが、相談にも繋がっていくものということで表現するのはどうかと思いました。

【神委員】

資料1の「工 聞こえない子どもや保護者への支援について」のところに、関係機関の連携と記載がありますが、相談も含むという解釈はできませんか。

【事務局：山本】

ここの主語は、保護者ではなく関係機関となっているので、少しニュアンスが異なるのかなと思っていました。

ただ、そういう部分も考慮して広く捉えて考えますということであれば、保護者が相談するということも含まれてくるとは思います。

【玉手委員】

私は、「聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報『や成長の選択肢が』取得できる環境づくりを進めていきます。」

子どもが生まれて聞こえないと分かった場合、現在は人工内耳を進められるケースが多く、手話言語で子どもを育てていくという情報が得られないことがあるので、多様な考え方の中に含まれているのだろうとは思いますが、子どもの成長の選択肢を文言として記載したほうが分かりやすいのかなと思っていました。

【澤田会長】

保護者が子どもを育てるうえでは、たくさんの選択肢を示してあげたほうが良いですね。

市民の方が見た時に分かりやすい表現のほうが良いと思いますので、そういった意味では成長の選択肢は文言として分かりやすいのかと思います。

文言の整理は事務局にしてもらおうことといたします。

【事務局：田村】

ご意見ありがとうございます。事務局で整理してお示しさせていただきます。

もう一点、今期の懇話会でのご意見をまとめた資料3の提言書ですが、こちらの修正や追加などがあれば、この場でご意見いただければと思います。

【神委員】

2 ページ目の 1-2 のところで、「高齢の聞こえない人のための筆談グッズの配置」と記載がありますが、若い聞こえない人も筆談グッズが必要な人もいらっしゃいますし、停電時などは機会が

使用できず筆談で対応しなくてはならないので、「高齢の聞こえない人のための」を削除して「筆談グッズの配置」だけで良いと思います。

また、2-1 の「聞こえない方」を「聞こえない人」に、「健聴者」を「聞こえる人」に変更したほうが良いと思います。

もう一つは、3-2 を「保護者の考え方を尊重した多様な『成長の』選択肢の提供」と成長を追加してはどうかと思いました。

【玉手委員】

1-1 と 1-2 にも「聞こえない方」という文言があるので、ここも「聞こえない人に」変更が必要ですね。

【事務局：田村】

ご意見を反映し修正させていただきます。

【澤田会長】

他になければ、本日はここまでとしたいと思います。

◇その他

【澤田会長】

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局：佐竹】

委員の改選について説明いたします。

現在の委員の皆様の任期は令和4年3月26日をもって満了するため、委員の改選が行われます。次期委員の選任にあたっては、これまでと同じく聴覚障がい当事者団体、手話関係団体、学識関係団体の各団体からの推薦と一般公募により選任されます。現在、参加していただいている団体には引き続きお声掛けいたします。

まず、各団体からの推薦については、令和4年2月上旬に各団体宛に次期委員の推薦依頼を送付いたします。その後、推薦書及び承諾書をご返送いただき2月下旬に選任する予定でいます。

次に、一般公募のスケジュールについては、募集期間を令和4年1月11日から2月11日までとし、その後、2月下旬に選任する予定でいます。

【事務局：山本】

ご議論いただきありがとうございました。

次回2月の懇話会までに、本日いただいたご意見を反映した提言書案および一部改正案を書面で送りますので、ご確認いただいたのち、それぞれ確定したいと思います。

次回の懇話会では、澤田会長から石狩市加藤市長へ提言書を手交していただきますので、よろしくをお願いします。

【澤田会長】

それでは、長時間にわたってのご議論、ありがとうございました

以上をもちまして、令和3年度第3回石狩市手話基本条例推進懇話会を終了します

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和4年1月21日

石狩市手話基本条例推進懇話会

会 長 澤 田 茂 明
